

意見を踏まえた論点整理（○法を上回る内容の意見、●法に準拠した内容の意見）

項目	意見聴取団体からの意見	意見を踏まえた論点整理（案）	部会意見	
1 目的・理念	<p>○「受動喫煙をゼロ」を最終目標として条例に明記すべき。</p> <p>●法の運用で目的達成は可能。</p> <p>○目的として、未成年者、患者だけではなく、妊婦へ特に配慮することを明記すべき。</p> <p>○各個人が気にするか、嫌いかといった問題ではなく、生命健康に直結する問題。他者に被害を及ぼすものを用いること自体が禁止されるべきで、家庭内でも屋外でも当てはまる。</p> <p>○法の規制が十分でない部分を補う厳格な条例が必要。</p> <p>○国際的に恥ずかしくない対策を要望。</p> <p>●条例を制定する場合は、理念のみとするか法と同等であるべき。</p>	<p>1-1</p> <p>◆最終目標の考え方について</p> <p>1-2</p> <p>◆未成年者、妊婦等の対応について</p>		
2 責務	<p>●道は、改正法の内容が事業者に正しく理解され、施行までに対策が完了するよう周知することを優先すべき。</p> <p>○すべての人、保護者も対象とすべき。</p> <p>○受動喫煙の原因となる行為の自覚を促すため、喫煙者へ具体的なマナーを徹底して周知して欲しい。周知の仕方としては、公共的な機関や団体が率先して取組み、それを一般に広げていくような進め方をして欲しい。</p> <p>●タバコは合法的な大人の嗜好品であり、喫煙の権利も守らなければならない。</p> <p>●喫煙者の利便性を損なわない節度ある内容を要望。</p> <p>○改正法の趣旨を踏まえ、業界一丸となって望まない受動喫煙防止対策を推進していく。</p> <p>○求人の際に労働条件に受動喫煙対策を明記するよう事業主に義務づける。</p>	<p>2-1</p> <p>◆責務の対象者及び内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道 ・すべての人 ・保護者 ・喫煙者 ・関係団体 ・事業者 ・その他 		
3 基本的施策	<p>○道は、受動喫煙の健康被害を広く啓発するとともに、喫煙室の設置がなければ原則禁煙とすることを強く指導すべき。</p> <p>○受動喫煙の原因となる行為の自覚を促すため、喫煙者へ具体的なマナーを徹底して周知して欲しい。周知の仕方としては、公共的な機関や団体が率先して取組み、それを一般に広げていくような進め方をして欲しい。</p> <p>○受動喫煙防止の最も有効な手段は喫煙率を下げることで、そのためには、青少年に対する禁煙教育・啓発を強化、タバコの広告規制強化、タバコ税増税など総合的な対策が必要。</p> <p>●改正法を混乱することなく推進することが重要。法への上乗せ条例、二重規制は混乱を招くため反対。</p> <p>○煙が漏れないよう敷地内喫煙所の喚起対策を行って欲しい。</p> <p>○トラブルや意見の内容など調査するための制度を構築してもらいたい。</p> <p>○環境設備投資の負担は大きく、行政による財政措置を要望。</p> <p>○禁煙に変更する小規模事業者に助成し、禁煙を後押しして欲しい。</p> <p>○北海道増進計画すこやか北海道21 たばこ対策推進計画と整合性をとって進めてもらいたい。</p>	<p>3-1</p> <p>◆道の施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道民、事業者への知識の普及、意識啓発 ・喫煙者へのマナーの周知 ・受動喫煙対策の推進 ・その他 		
	未成年者等への対策	<p>○家庭内や車内において、未成年者や妊婦がいる場合は、喫煙しないことを規定すべき。</p> <p>●私的空間への規制強化は反対。</p> <p>○「家庭内等私的な場の喫煙を制限するものではないという理解の下に推進」の規定は必要ない。</p>	<p>3-2</p> <p>◆家庭内など私的空間での喫煙について</p>	
	事業者の対策	<p>○従業員を一人でも雇用していれば一律禁煙にすべき。</p> <p>●従業員の有無による切り分け措置は、雇用機会の減少や家族経営の過重労働が懸念される。</p> <p>○求人の際に労働条件に受動喫煙対策を明記するよう事業主に義務づける。</p> <p>○社用車内の受動喫煙防止規定を要望。</p>	<p>3-3</p> <p>◆従業員の受動喫煙対策について</p>	

項目	意見聴取団体からの意見	意見を踏まえた論点整理（案）	部会意見
<p>3 基本的 施策</p> <p>施設毎 の対策</p>	<p><第一種施設関連> ○第一種施設は屋外喫煙場所を設けない。 ○議会、裁判所も第一種施設に含める。 ○公共的な施設は原則禁煙。 ●医療機関を全面禁煙とするなら、精神科病院は一定の準備期間を設けた方が適切。</p> <p>-----</p> <p><第二種施設関連> ○多数の人が利用する施設は敷地内禁煙とし、また、屋外においても多数の人が集まる場所での喫煙禁止や路上喫煙禁止も盛り込んで欲しい。 ○飲食店、ショッピングモールの全面禁煙。 ○社会の流れは禁煙に向かっており、選択の自由がなくなっている。だからこそ規制するなら徹底して欲しい。 ●一律に禁煙、喫煙とする上乗せ規制は反対。環境整備の判断は事業者委ねられるべき。</p> <p>-----</p> <p><既存特定飲食提供施設関連> ○小規模店の意見を個別に聞いて条例に反映して欲しい。 ●小規模な店舗にとっては法以上の規制は死活問題。 ○面積基準は50㎡以下とし、さらに、従業員を雇用していれば一律禁煙とするべき。 ●法の面積基準は、国で議論された結果であり、面積基準強化の強化は、事業者へ更なる設備投資を強いるので反対。 ○従業員を一人でも雇用していれば一律禁煙。 ●従業員の有無による切り分け措置は、雇用機会の減少や家族経営の過重労働が懸念される。 ○飲食店、ショッピングモールの全面禁煙。</p>	<p>3-4 ◆独自の施設区分の設定について ・第一種施設 ・既存特定飲食提供施設 ◆各施設の喫煙禁止場所について ・議会、裁判所、公共的な施設 ・医療機関（精神科病院） ・学校 ・多数の人が利用する施設 ・飲食店、ショッピングモール ・社用車内 ・既存の小規模飲食店 ・その他</p>	
<p>屋外の 受動喫 煙対策</p>	<p>○一定面積以下の小規模公園における喫煙を禁止するとともに、それが守られるよう、しっかりと利用者への周知や掲示をして欲しい。 ○屋内禁煙となると、屋外に公共喫煙場所が必要になるのではないか。 ○多数の人が利用する施設は敷地内禁煙とし、また、屋外においても多数の人が集まる場所での喫煙禁止や路上喫煙禁止も盛り込んで欲しい。 ○法改正に伴う路上喫煙、吸い殻のポイ捨てを抑制するため、公共喫煙場所の設置が必要。（整備にたばこ税を活用できないか） ○外国では概ね屋外喫煙可能であり、外国人への喫煙環境の提供が必要。 ○規制強化だけでなく、マナーを守って喫煙できるよう公共喫煙場所の整備を要望。</p>	<p>3-5 ◆屋外の受動喫煙対策について ・公園 ・多数の人が集まる場所 ・建物等への出入口</p>	
<p>加熱式 タバコ</p>	<p>○紙巻きタバコと認識は変わらず、同様の規制を要望。 ○WHOや日本呼吸器学会では、加熱式タバコは有害としており、指定タバコ専用喫煙室の設置も認めない。 ●健康被害が明らかではないため、法の適用を推進することが合理的。 ●加熱式タバコのみ使用可能な店舗が相当数あり、配慮が必要。</p>	<p>3-6 ◆加熱式タバコの規制について</p>	
<p>標識に 関する 要望</p>	<p>○外国人旅行者も認識できる方法を考えて欲しい。 ●全国統一の標識の掲示推進が望ましい。 ○従業員保護を目的とした店頭表示を設ける。 ○行政による標識の作成、事業者への配布を要望。</p>	<p>3-7 ◆標識の種類や内容について</p>	

項目	意見聴取団体からの意見	意見を踏まえた論点整理	部会意見
4 罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○実効性担保のために罰則規定を設けることが望ましい。(特に未成年者、妊婦が客としても従業員としても守られる運用が必要) ○全国の流れで、罰則を作っている県もある。一斉に守ってもらうには罰則規定も有効。 ○国と同様か厳しくすべき。悪質な場合は、店名、施設名公表 ●罰則は必要ない。(法との二重の回避、行政の管理監督について平等に実行されるか懸念) 	◆道独自の罰則について	
その他	○条例制定の見直し規定を盛り込む。	◆条例の見直し規定について	